

2024年7月29日

湘南鎌倉医療大学課外活動支援金募集のお知らせ

1.趣旨

本学は、在籍する学部学生の皆さんが社会貢献・地域連携などの課外活動を通して地域社会及び人間への関心を深め、延いては本学のディプロマ・ポリシーに掲げる能力の向上に資することを目的として課外活動に関して支援金を交付しますので下記募集要領に沿って活動を募集します。

2.応募資格

本学の学部学生で構成する個人又は団体とします。

3.対象となる活動

これから学部学生が自ら企画する以下の活動とします。

- (1) 社会貢献活動
- (2) 地域連携・振興活動
- (3) 大学ブランディング活動

4.支援金の交付額

個人：1件につき原則 10 万円を限度に交付します。

団体：1件につき原則 20 万円を限度に交付します。

5.支援対象経費の範囲

消耗品費： 活動に必要な物品及び消耗品等

旅費： 学部学生及び協力者等の交通費

謝金： 指導料、講演料

※他団体と共催する際の相手方への支払は不可

印刷費： ポスター、チラシ、Web 掲載に係る費用

使用料： 学外の施設利用料、レンタル料

保険代： ボランティア保険等

その他雑費： 外注費、通信費及び会議費等社会通念上必要と認められるもの

6.支援対象期間

本募集案内公表後から交付を受けた年度の年度末までとします。

7.申請方法

申請書(様式1)を活動日2週間前までに学生部に提出してください。(事前申請)

8.選考基準

以下のとおりとします。

- (1)活動の趣旨・目的
- (2)活動の発展性と地域等との協力体制
- (3)活動によって期待される効果
- (4)経費の使用の妥当性

9.審査方法

審査選考委員(以下、「審査委員」とい。)による書面審査及び必要に応じてヒアリング審査の上、以下のとおり決定します。

- (1)審査員は学長を委員長とし、副学長、学部長、研究科長、大学事務局長及び学長が指名する者とします。
- (2)書面審査は選考基準に基づき審査します。
- (3)書面審査だけでは審査しきれない場合はヒアリング審査を行います。
- (4)書面審査及びヒアリング審査の結果に基づき、委員長は各委員の意見を聞いて決定します。

10.活動報告書の提出

支援金の交付を受けた課題において、活動代表者は必ず活動報告書(様式 2-1 及び 様式 2-2)を提出してください。

11.活動内容の公表

活動報告の内容については、本学のホームページ又は広報誌等の発刊物に掲載し、社会に広く公表します。

12.取消

学長は、次の各号に該当する場合は、支援金の全部もしくは一部を取消します。

- (1)不適切な経費の使用が明らかになったとき
- (2)活動を中止したとき
- (3)活動を遂行する見込みがなくなったとき
- (4)この募集要領の規定に違反したとき

以上

《担当窓口》
事務局学生部